

令和 8 年度犬山市職員募集要項

行政職（一般事務）大学卒・短大卒・

民間企業等実務経験者



◆募集職種 行政職（一般事務）大学卒・短大卒・民間企業等実務経験者

◆申込受付期間 令和 7 年 5 月 23 日（金）～ 6 月 18 日（水）

1. 職種・募集人数・受験資格等

募集職種	募集人数	資 格 要 件		
		学 歴	年 齢	資 格 等
行政職 （一般事務）	若干名	民間企業等実務経験者 *1 *2 *3	平成 2 年 4 月 2 日以降の出生者	*4
	4 名	大学卒 *5	平成 10 年 4 月 2 日以降の出生者	*4
		短大卒 *6	平成 12 年 4 月 2 日以降の出生者	*4

【注意】

- * 1 令和 7 年 6 月末までに通算で 5 年以上、民間企業・公共団体等で正社（職）員として実務経験のある方
- * 2 最終合格後、実務経験期間の確認のため、職歴証明書（在職証明書）を提出していただきます。
なお、実務経験が確認できない場合は、合格を取り消します。
※実務経験期間とは、育児休業や休職等を除いた実勤務期間です。
- * 3 最終合格後、給与の決定のため、最終学校の卒業証明書等を提出していただきます。
- * 4 採用時に普通自動車運転免許を取得している方
- * 5 大学を卒業又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの方並びにこれらの人と同等の資格があると認める方（学士の学位を授与された方又は授与される見込みの方）
- * 6 短大を卒業又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの方、学校教育法による高等専門学校、専修学校の専門課程（修業年限 2 年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数が 1 7 0 0 時間以上のものに限る。）を修了した方又は令和 8 年 3 月修了見込みの方

2. 申込手続

(1) 申込方法

①犬山市職員採用試験受験申込書を、市ホームページに貼られているリンク先の otetsuzuki 〈オテツヅキ〉にて申請してください。

②指定されたメールアドレスへ、受付終了の案内を送信します。

※メール受信後、受験番号を確認してください。当日受験票をお渡しする際
身分証明（写真付き）と受験番号が必要になります。

[注意事項]・募集要項の内容を必ず確認の上、提出漏れ、記入漏れのないようにすること。
(入力漏れ等があった場合、確認画面に進みません。)

・貼付の写真は、最近3ヶ月以内に撮影したものとする。

(2) 受付期間

受付期間	5月23日(金)～ 6月18日(水)
------	--------------------

3. 試験方法

区分	試験内容	試験日	会場
1次試験	・SPI3 試験(ペーパーテスト)	6月29日(日)	犬山市役所
	・集団面接	7月7日(月)～ 11日(金)のうち 指定日	犬山市役所
2次試験	・個人面接	7月31日(木) または8月1日(金) のうち指定日	犬山市役所

※ 申込受付期間終了後、6月27日(金)までに、市のホームページ上で、受験番号ごとの集団面接の日時を掲載します。それぞれの受験番号を必ず確認の上、自身の指定日を間違わないように受験をしてください。

また、あわせて、6月29日(日)の第1次試験の案内も掲載します。

4. 試験内容

区分	試験科目	時間	内 容
1 次 試験	・ SPI3 試験（ペーパーテスト）	110分	・ 基礎能力総合、構造的把握力による能力及び、行動的側面、意欲的側面、情緒的側面、社会関係の側面による職務への適応のしやすさ、組織への適応のしやすさを問う問題 基礎能力（70 題）（択一式筆記試験） 性格（300 題）（択一式筆記試験）
	・ 集団面接	-	・ 複数人による口述試験
2 次 試験	・ 個人面接	-	・ 個別面接による口述試験

5. 注意事項

- ① 同時に2つ以上の職種には応募できません。また、受付後の職種の変更はできません。
- ② 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方の受験はできません。
- ③ 受験区分は、最高学歴（見込みを含む）により決定されます。大学、短大等に在学中で最終修学年次未満の方は最終修学年次に達するまで受験できません。
- ④ すべての職種において、日本国籍を有しない外国籍の方（永住者又は特別永住者に限る。）も受験することができます。ただし、外国籍の方については、次の公権力の行使又は公の意思の形成に参画する職につくことはできません。
 - ・ 公権力の行使に該当する職
市民の意思にかかわらず、権利や自由を制限することとなる職、市民に義務や負担を一方的に課することとなる職、市民に対して、強制力をもって執行することとなる職
 - ・ 公の意思形成への参画に該当する職
専決権を有する課長級以上の職、市の将来計画及び総合計画を担当する職、人事、財政等を担当する職
- ⑤ 試験成績の開示は、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。
請求期間：各試験の結果を発表した当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）
請求方法：必ず本人が直接市役所に来庁し総務課にて次の1. 2. を提示し申し出てください。
（代理による請求、電話、郵便等による請求はできません。）
1. マイナンバーカード、運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書、健康保険証
2. 受験票
開示内容：総合順位、総合得点、科目別得点
※開示請求の対象となるのは、全科目を受験した方です。
- ⑥ 試験の日程及び場所は応募者やその他の事情により変更する場合があります。
- ⑦ 受験資格に必要な資格・免許が取得できないとき、または大学、短大等を卒業見込みで受験した方が令和8年3月31日までに卒業できなかったときは、合格を取り消します。
- ⑧ 合格を働きかけるといった口利きなど紹介行為があった場合は、即不合格となりますので予めご承知おきください。本人が関知しない中で親族等身内の人から働きかけがあった場合も同様の対応とします。

6. 勤務条件等（令和7年5月時点）

○ 初任給（地域手当含む）

＊初任給は民間企業等における実務経験年数、学歴等に応じ決定されます。標準的な例は次のとおりです。

☆民間企業等実務経験者に応募される方のうち、大学新卒で民間企業等における実務経験が12年間ある場合のモデル 308,695円

☆大学・短大卒に応募される方で、民間企業等における実務経験等がない場合（新卒の場合）

・大学新卒・・・241,392円 ・短大新卒・・・225,342円

○ 手当等

- ・地域手当・・・給料の7%
- ・扶養手当・・・子11,500円等
- ・住居手当・・・借家、借間の場合の限度額 28,000円
- ・通勤手当・・・公共交通機関利用の場合の限度額 150,000円
交通用具利用者 距離に応じて支給
- ・期末勤勉手当・・・年 4.6月

○ 勤務時間・休暇等

- ・勤務時間・・・8時30分～17時15分（※）
 - ・休日・・・土・日曜日、祝日、年末年始（※）
 - ・休暇・・・年次有給休暇、育児休業、特別休暇等
- ※ 勤務時間及び休日は勤務場所により異なる場合があります。

○ 福利厚生制度

- ・健康管理・・・定期健康診断、人間ドック（30歳以上）を毎年実施。
- ・共済保険等・・・愛知縣市町村職員共済組合に加入。
職員互助会で各種給付や貸付等の福利厚生事業を実施。

※ 勤務条件等については、情勢に応じて改定される場合があります。

7. その他

- ・書類不備の場合は受付できません。必要な書類を全てそろえて申込みをしてください。
 - ・受付後の申込書類等は、一切返却いたしません。
 - ・採用後、資格要件に係る免許、資格証等のコピーを提出していただきます。
 - ・採用予定者人数は、退職者などで若干変動することがあります。
 - ・採用は原則として令和8年4月1日を予定しています。
- ※民間企業等実務経験者については、最終合格者と協議の上、採用を令和7年度中に繰り上げることを検討します。

市長への突撃

インタビュー動画！！

ぜひ見てね♪



◇ 問合せ先 ◇

犬山市役所 経営部総務課 職員担当

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

TEL 0568-61-1800（内線 1461、1462、1463）
0568-44-0302（直通）

e-mail 010300@city.inuyama.lg.jp

犬山市ホームページ <https://www.city.inuyama.aichi.jp/>